

組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）3月31日

鎌倉市教育委員会教育長

高橋 洋平

組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(教育委員会施設管理規則の一部改正)

第1条 鎌倉市教育委員会施設管理規則(昭和37年11月教委規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の2号を加える。

(9) 鎌倉青少年会館

(10) 玉縄青少年会館

(教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 鎌倉市教育委員会の所管に係る鎌倉市個人情報保護条例施行規則(平成6年3月教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「課」を「課又は室」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成24年5月教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「健康福祉部長」を「文化観光部長」に改める。

(教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の廃止)

第4条 鎌倉市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則(平成21年3月教委規則第10号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。